

新 旧 対 照 表

(新)

令和2年度高知県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱（抜粋）

第1条 ～ 第9条 略

（実績報告）

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 略

3 補助事業者は、第7条第6号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第4号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（附 則）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月23日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号から第5号及び第7号、第8条及び第10条第3項の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第5条の規定による申請は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

別表第1（第4条関係）～ 第4号様式（第10条関係） 略

(旧)

平成31年度高知県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱（抜粋）

第1条 ～ 第9条 略

（実績報告）

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 略

3 補助事業者は、第7条第6号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第3号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（附 則）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月20日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号から第5号及び第7号、第8条及び第10条第3項の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第5条の規定による申請は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

別表第1（第4条関係）～ 第4号様式（第10条関係） 略